

情報セキュリティポリシー

2016年1月

石炭鉱業年金基金

情報セキュリティポリシー

平成28年1月4日制定

石炭鉱業年金基金（以下「当基金」という。）は、石炭鉱業年金基金法（昭和42年8月16日法律第135号）に基づき、当基金の会員炭鉱会社で働いている坑内員・坑外員の老後の生活の安定と福祉の向上、並びに坑内員・坑外員の雇用の安定的確保を目的として、昭和42年10月2日に設立された。

当基金はその保有する個人情報の安全性確保と適正なデータ維持管理、機密保護を図るために、情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を策定し、情報セキュリティ水準の向上を図ることとする。

1. 基本方針

- ・外部からの意図的な攻撃（当基金が保有する情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん、不正侵入等）を許さない
- ・当基金の役職員による意図的な不正使用（改ざん、破壊、消去、漏えい、持ち出し等）の禁止
- ・当基金の組織や利用するシステムにおいて、情報に対するリスクを常時認識し、漏えい等の事故を防止する努力を怠らない
- ・利用するシステムにおいて、一時保管されるデータは使用後に速やかに削除する等個人情報データ等は厳格に管理する
- ・情報漏えい等不測の事態が発生した場合は、迅速に対応し事態の拡大を防ぐとともに徹底した原因究明を行い、再発防止策を講じる

2. 適用範囲

紙媒体で録されたもの、電子化されたもの等形式に関わらず当基金が保有する情報を総称し、システム・組織・運営体制等のリソースを含むものとする。

3. 適用対象者

当基金の役職員とする。

4. 情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティ管理状況の把握に加えて、情報資産に係る不正アクセス、破壊、情報漏えい、改ざんなどを防止及び損害を最小限に抑えるための組織体制、規程等の整備、対策実施手順の策定、セキュリティ侵害時の緊急対応方法などの情報セキュリティ対策を実施する。

5. 情報セキュリティ対策の概要

(1) 個人情報等の重要情報の取扱い

リスクが最小限となるよう、適用対象者は保有する個人情報等の重要情報をインターネットに接続されている環境に保存しない。また、個人情報の取扱従事者は制限されており、その個人情報ファイルは全てパスワード管理されている。

(2) リスク評価と対策

インターネットのもたらす脅威を再認識し、保有する個人情報等重要情報及び利用する情報システムやこれらに対する脅威の発生の可能性等を分析し、それぞれの実態やリスクを組織的に共有するため適切にリスク評価することにより、機密性・完全性の高い情報セキュリティ対策を講じる。

(3) 情報セキュリティ関係規程の整備

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群と同等以上の情報セキュリティ対策が可能となるように情報セキュリティに関係する規程及び手順書等を定める。

(4) 管理体制の整備

情報セキュリティ対策の実施に当たり、実施に必要な役員等の権限と責務に関する規程整備や情報セキュリティインシデントへの対応を含め、実施体制を整備する。

(5) 外部委託における対策

ポリシーの適用範囲で行う情報処理に係る業務を外部業者に委託する場合は、業務委託契約書を締結し、契約上で遵守すべきセキュリティ管理策を明記して、セキュリティ事故時の責任の所在を明確にする等必要な対策を定め実施する。委託先については担当者間での連絡・確認を徹底し、適切な監督を行う。

(6) 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策

アクセス制御の観点など導入すべきセキュリティ機能及び主要な脅威を防ぐための情報セキュリティ要件を明確化するとともに、当該要件を確保する。

(7) 教育

情報セキュリティを含めた情報リテラシー確保のための教育を行う。

(8) その他必要な事項についての対策

(1) から (7) に掲げるほか、情報セキュリティ上、特に必要な対策を実施する。

6. 適用対象者の遵守義務

適用対象者は、当基金の業務の継続に甚大な悪影響を及ぼす事態を起こさぬよう、ポリシーを厳格に遵守しなければならない。